

## 1. 補助制度の概要（耐震補強設計）

### （1）補助対象金額の算定方法

補助対象金額は次の（ア）又は（イ）のいずれかの小さい方になります。

（ア）実際の耐震補強設計に係る費用

（イ）下表により算定した額

面積 1,000 m <sup>2</sup> 以内の部分	3,670 円/m <sup>2</sup> 以内
面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えて 2,000 m <sup>2</sup> 以内の部分	1,570 円/m <sup>2</sup> 以内
面積 2,000 m <sup>2</sup> を超える部分	1,050 円/m <sup>2</sup> 以内

### （2）補助金の交付について

上記の補助対象金額に、下記の補助率を乗じた額が補助金の額となります。

補助率	5 / 12
-----	--------

・補助限度額の計算例：延床面積が 8,000 m<sup>2</sup>の場合

補助限度額 1,000 m<sup>2</sup> × 3,670 円 + 1,000 m<sup>2</sup> × 1,570 円 + (8,000 m<sup>2</sup> - 2,000 m<sup>2</sup>) × 1,050 円 = 11,540,000 円

⇒実際に要する費用がこれを上回る場合、限度額はこの金額となります。

補助額 11,540,000 × 5/12 = 4,808,000 円（千円未満切捨て）

### （3）耐震補強設計を実施する者の資格要件について

耐震診断を義務付けられた建築物については、耐震改修促進法施行規則第 5 条に規定により定められた資格者が耐震補強設計を実施する必要があります。

### （4）耐震判定委員会の判定・評定の取得について

耐震補強設計の結果が、H18 国土交通省告示第 184 号に定められた方法に基づいていることについて、耐震判定委員会（一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会）による判定・評定を取得していること。

### （5）補助対象者について

・対象建築物の所有者

※区分所有建築物の場合は、管理組合又は区分所有者の合意を得た代表者。あらかじめ区分所有者及びその議決権の過半数の同意が必要

※所有者が複数の場合は、全員の合意を得た代表者

### （6）留意事項

・令和 7 年 3 月末までに実績報告を行うものであること。

・交付決定日以降に実施する耐震補強設計費用が対象です。必ず、交付決定日以降に契約してください。

・通常の場合、補助金は申請者が耐震診断業者に費用の支払いを行った後に交付しますが、代理受領の手続きをすることで、補助金を診断業者へ直接お渡しすることも可能です。

## 2. 補助金交付申請に必要な書類（耐震補強設計）

### （1）交付申請 作成部数：正1部

	書式の種類	備考
1	補助金等交付申請書	規則第4条関係
2	委任状	申請を業者に委任する場合
3*	改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書の写し	所管行政庁が交付したもの
4	（変更）事業計画書 耐震補強設計	別記第1号様式（その2）
5	（変更）収支予算書	別記第2号様式
6	役員名簿	申請者が法人の場合のみ
7*	耐震診断書の写し	詳細は補助金交付要領 別添1参照
8	耐震補強設計費用の見積書の写し	申請額の積算内訳のわかる書類
9	区分所有又は共有の場合 ・管理規約（管理組合の場合） ・理事長選出の証明（ // ） ・耐震診断実施の承認の証明（ // ） ・代表者及び診断実施の同意の証明（共有の場合）	→管理組合の位置づけの確認 →申請者である管理組合理事長の氏名の確認 →必要な合意が得られているか総会議事録等 →代表以外の所有者が、代表者及び耐震診断について同意しているか、同意書等の確認
10*	建物の登記事項証明書	所有者の住所・氏名等を証明できる書類
11*	付近見取り図	
12*	建物外観写真	対象建築物がわかるもの
13*	債権・債務者登録申出書	
14	消費税等仕入控除税額確認書	参考様式

※3、7、10、11、12、13の書面等については、耐震診断時に本制度を利用している場合、耐震診断にかかる補助金交付決定通知書の写しを提出することで、書面等を省略できます。

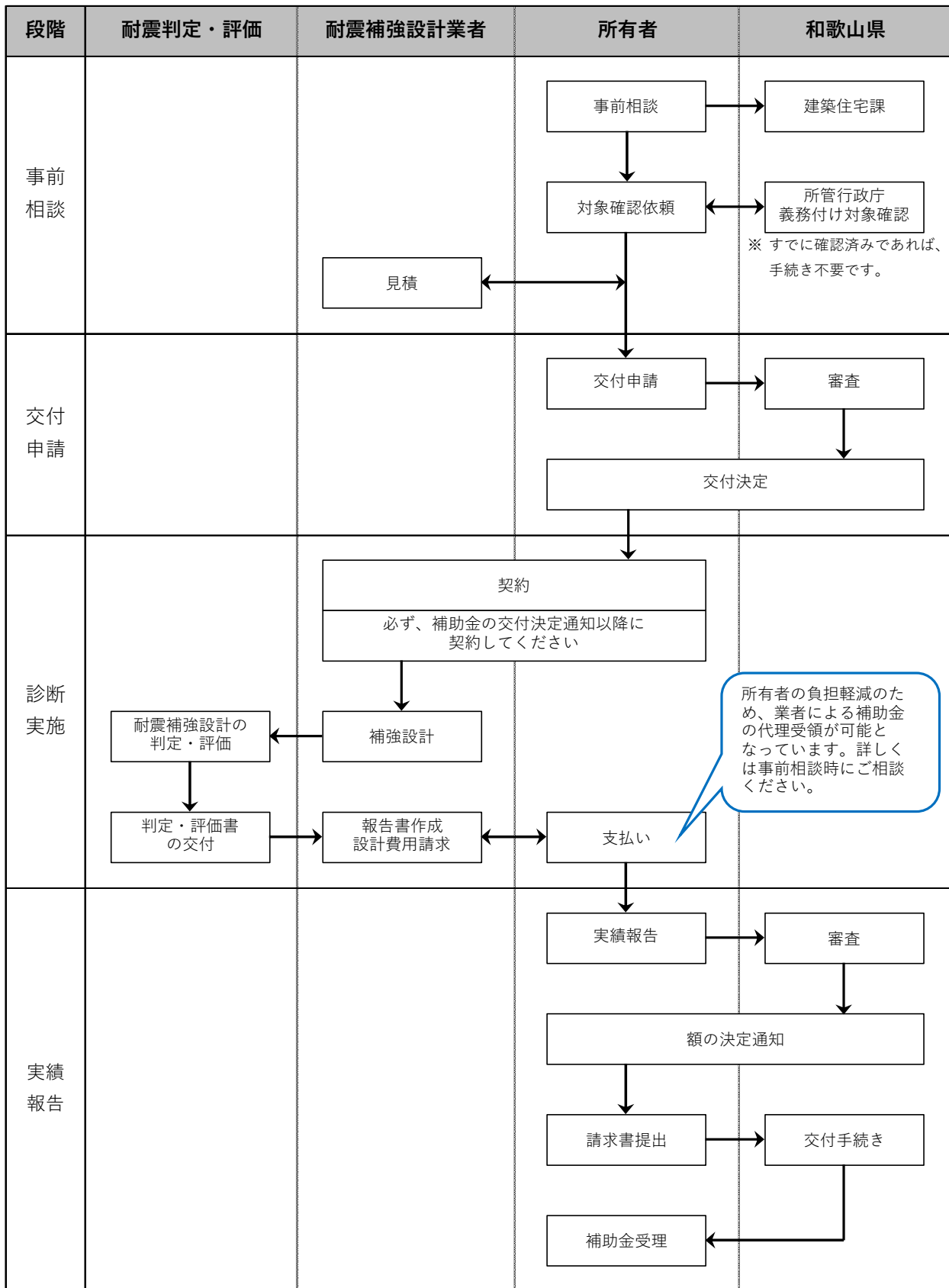
### （2）実績報告 作成部数：正1部

	書式の種類	備考
1	実績報告書	規則第13条関係
2	委任状	申請を業者に委任する場合
3	対象建築物の事業実施報告書 耐震補強設計	別記様式第6号（その2）
4	耐震補強設計結果報告書 耐震補強設計	別記様式第7号（その2）
5	耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となることを確認できる図書等	詳細は補助金交付要領 別添2参照
6	補助金交付決定通知書又は補助金交付決定変更通知書の写し	
7	請負契約書の写し	
8	請負者からの請求書の写し又は領収書の写し	

### （3）代理請求及び代理受領予定届出書

代理受領を希望する場合のみ1部作成してください。

### 3. 補助金交付申請手続きの流れ（耐震補強設計）



#### お問い合わせ先

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課（南別館 10 階、電話：073-441-3185）